

大分県相談支援従事者

人材育成ビジョン



大分県自立支援協議会
(Ver.2 令和8年4月)

目次

1.	はじめに	P3
2.	相談支援制度	P4 - 12
3.	キャリアパス	P13 - 14
4.	研修体系	P15 - 18
5.	大分県の現状	P19 - 35

1. はじめに



- 本県では、大分県自立支援協議会相談支援・研修部会を通じて、相談支援従事者の養成に取り組んでいる。
- 相談支援従事者の養成には、各キャリアに応じて幅広い知識や高い技術が求められることから、各キャリアに応じたスキルアップ研修や地域づくりの活動を通じて、地域ごとの相談支援体制を理解する必要がある。
- 本ビジョンでは、相談支援制度の概要や各キャリアにおける求める姿、標準的なキャリアパスを示すことにより、一定の指標を明確にし、相談支援従事者に対し共有を図っている。
- また、本ビジョンにより、相談支援従事者の資質向上や制度理解が進み、地域に必要な相談支援体制の充実が達成されることはもちろんのこと、大分県障がい者計画（第2期）の基本目標・基本理念に基づいた相談支援が実施されることを期待している。

【大分県障がい者計画（第2期）】

1. 基本目標

障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり ～障がい者活躍日本一の実現～

2. 基本理念

- (1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現
- (2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進
- (3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現
- (4) ライフステージを通じた切れ目のない支援

※大分県ウェブサイト：『大分県障がい者計画（第2期）』

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/shougaishakeikaku2.html>

2. 相談支援制度



【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）の目的、理念】

障害者総合支援法は、「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として施行されており、その目的・基本理念は、以下のとおりである。

○ 目的～第1条より抜粋

- 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図る
- 障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する

○ 基本理念～第1条の2より抜粋

- 全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保される
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される

この目的を果たすプロセスにおいて、重要な役割を果たすのが相談支援専門員である。

2. 相談支援制度

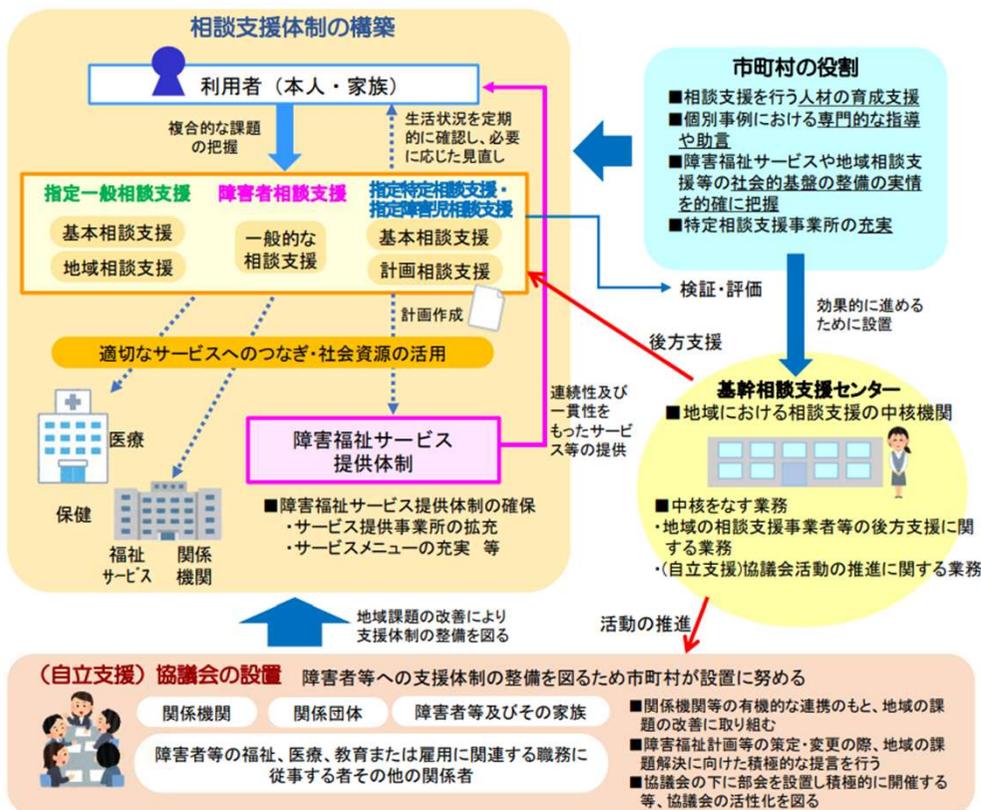


【相談支援事業とは】

障害者総合支援法及び児童福祉法における「相談支援事業」は、大きく「一般相談支援事業」・「特定相談支援事業」・「障害児相談支援事業」と地域生活支援事業における「障害者相談支援事業」の4つに分けられる。

令和6年4月の障害者総合支援法等の一部改正により地域の相談支援の中核的役割である基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務となったことから、当県では令和8年度末を目標に全市町村の設置に向け促進している。

○ 相談支援事業の全体像



○ 個別給付で提供される相談支援

障害者総合支援法	指定一般相談支援事業	基本相談支援	—
	地域相談支援	地域移行支援 地域定着支援	個別給付
障害者総合支援法	指定特定相談支援事業	基本相談支援	—
	地域相談支援	サービス利用支援 継続サービス利用支援	個別給付
児童福祉法	指定障害児相談支援事業	障害児支援利用援助	個別給付
		継続障害児支援利用援助	

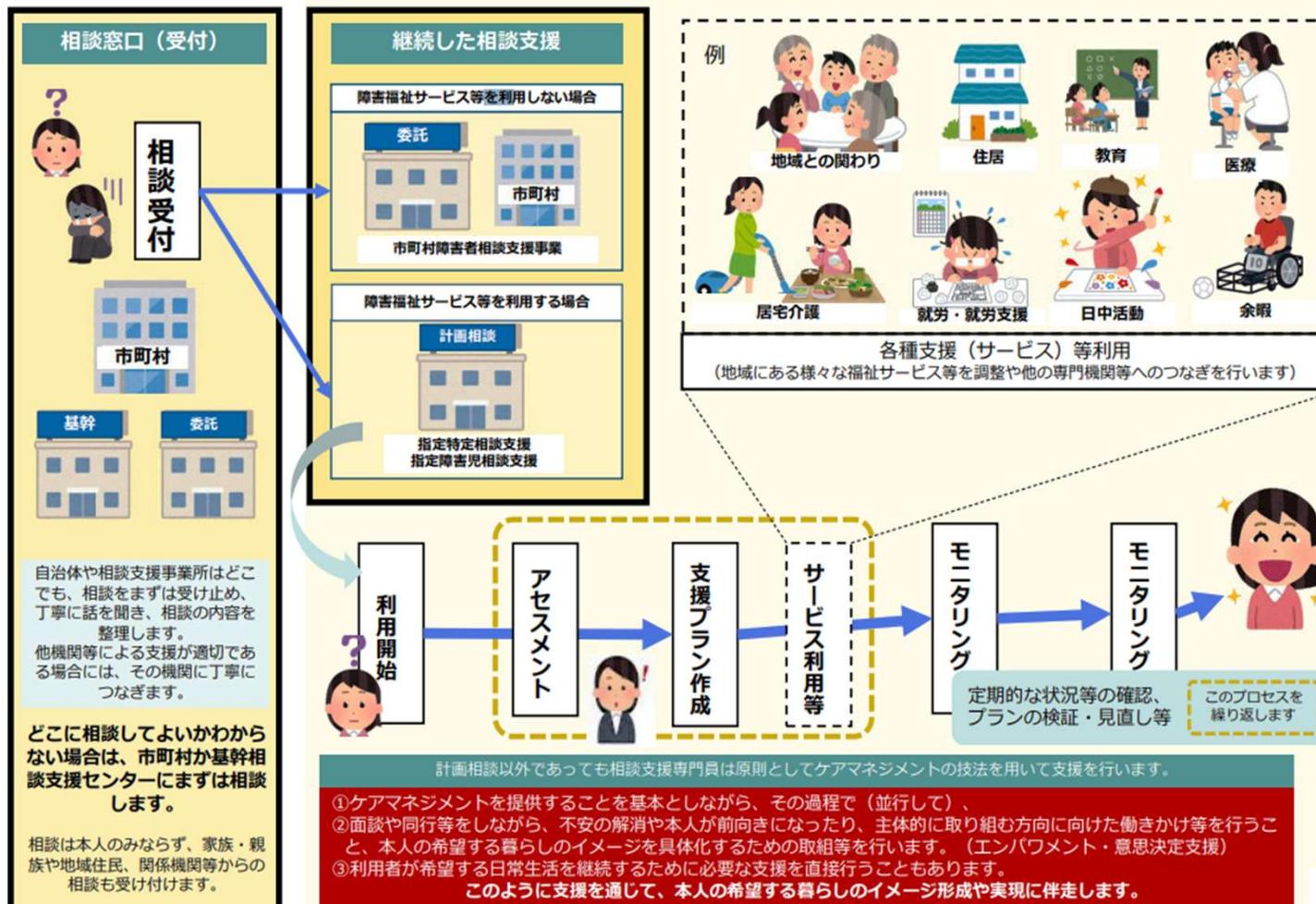
○ 地域生活支援事業により実施される相談支援（実施主体は市町村）

地域生活支援事業	障害者相談支援事業（必須事業）	地方交付税措置
	基幹相談支援センター	地方交付税措置等
	基幹相談支援センター機能強化事業等	補助金

2. 相談支援制度



【相談支援の流れ】



厚生労働省資料より引用

相談支援は、市町村や相談支援事業所が相談窓口として、本人のみならず、家族・親族や地域住民、関係機関等からの相談を受け止め、丁寧に話を聞き、相談の内容を整理することから始まる。

継続した相談支援には、障害福祉サービス等を利用しない場合（市町村障害者相談支援事業）、あるいは利用する場合（特定相談支援事業、障害児相談支援事業）があり、いずれの場合においても、ケアマネジメントを提供することを基本とし、その過程で並行して面談や同行等を通じて、本人の不安を解消し、自ら主体的に取り組む方向に進めるよう働きかけるとともに、本人の希望する暮らしのイメージを具体化するための取組等を支援していく（エンパワメント・意思決定支援）。

さらに、必要に応じて、地域にある様々な福祉サービス等の調整や他の専門機関等へのつなぎを行い、利用者が希望する日常生活を継続するために必要な支援を直接行うこともある。

また、利用者本位の観点から、「相談者はそもそも何処が相談の窓口なのかを知らない場合がある」ことを前提とした上で、障害者相談支援事業の窓口はもとより、地域の相談支援事業所、基幹相談支援センター、市町村の関係部署（特にソーシャルワークを業務とする部署等）、各種関係機関の窓口と連携を密にし、相談者にとって分かりやすくアクセスしやすい相談支援の体制づくりが求められる。

厚生労働省「相談支援業務に関する手引き」より引用

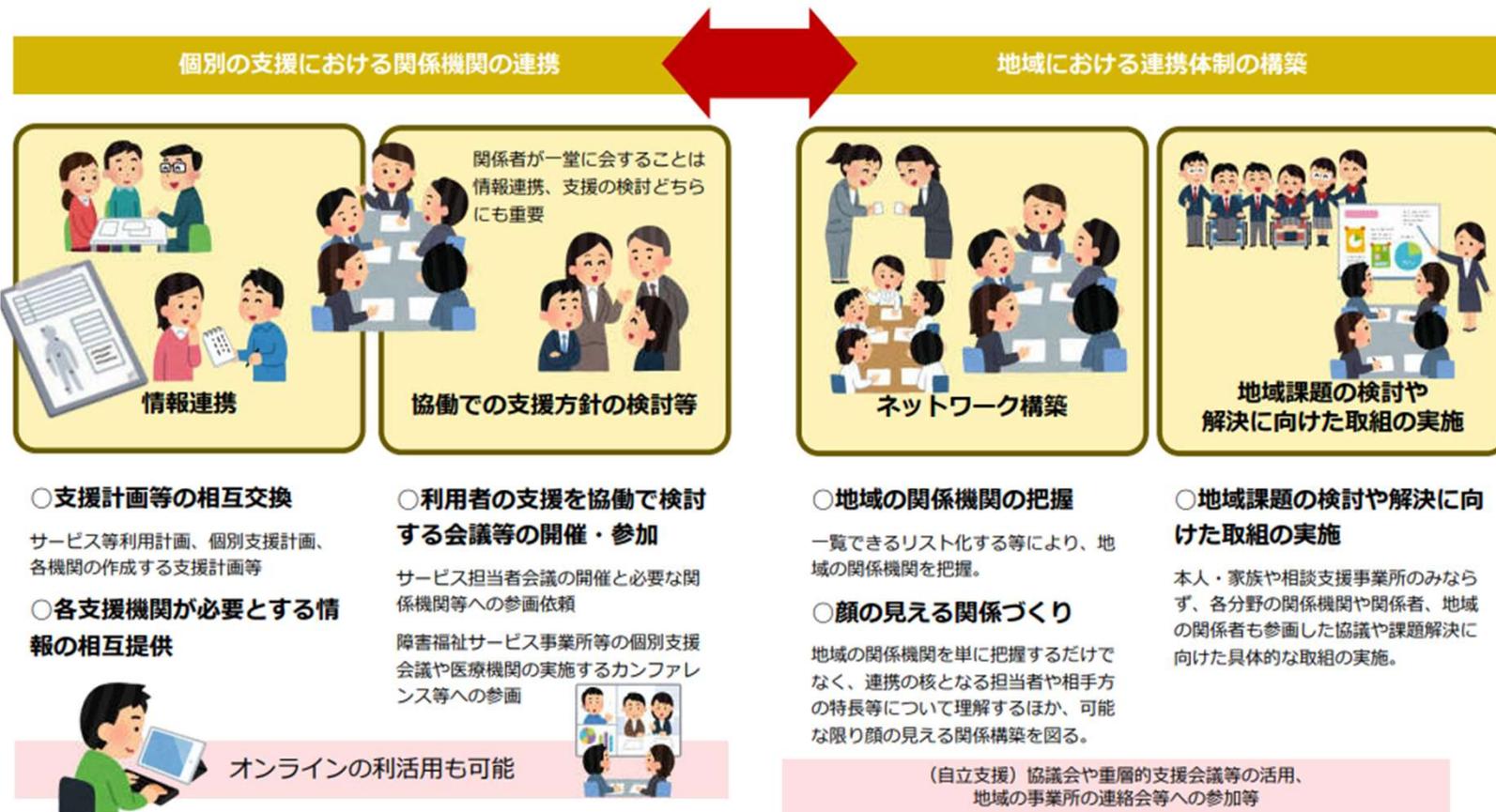
2. 相談支援制度



【相談支援専門員に求められる多職種連携】

地域で暮らすための相談支援では、障害福祉の制度だけでは解決できない状況が数多く存在する。高齢・子ども・生活困窮など、様々な分野と連携する多職種協働（チーム支援）のアプローチにより、多面的に支援が検討できる。多職種協働に取り組みやすくなる体制づくりも不可欠である。

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。



2. 相談支援制度



【相談支援に係る事業の概要】

	相談支援事業名等	配置される人	業務内容
地域生活支援事業	基幹相談支援センター <small>【総合支援法第77条の2】</small> <ul style="list-style-type: none"> ●実施主体：市町村（設置は努力義務） ●指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可 ●複数市町村の共同設置、複数事業所の共同事業体等による設置可 	以下の職員を地域の実情に応じて配置することが望ましい ・主任相談支援専門員 ・相談支援専門員である社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等	① 総合的・専門的な相談の実施 ② 地域の相談支援体制強化の取組 ③ 協議会運営等による地域づくりの取組 ○基幹相談支援センター機能強化事業を実施する場合、②及び③の実施が必須。 ○虐待防止センターの受託、地域生活支援拠点等との密接な連携
	障害者相談支援事業（通称：委託相談） <small>【総合支援法第77条第1項第3号】</small> <ul style="list-style-type: none"> ●実施主体：市町村 ●交付税を財源として実施。 ●指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可 ●複数市町村による共同実施可 	定めなし	○住民への一般事務としての相談支援（障害福祉サービス等を利用していない人が主な対象） ・福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ・社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等
個別給付	指定特定相談支援事業所 <small>【障害者総合支援法】</small> 指定障害児相談支援事業所 <small>【児童福祉法】</small> <ul style="list-style-type: none"> ●指定権者：市町村 	相談支援専門員(※1)、相談支援員(※2)、管理者 ※1：1名は専従（業務に支障なければ兼務可）。 ※2：機能強化型基本報酬算定事業所であること等要件あり。	○障害福祉サービス等を利用する人が主な対象 ●基本相談支援（総合支援法） ●計画相談支援（総合支援法） ・サービス利用支援（計画作成・変更） ・継続サービス利用支援(モニタリング) ●障害児相談支援（児童福祉法） ・障害児支援利用援助（計画作成・変更） ・継続障害児支援利用援助(モニタリング)
	指定一般相談支援事業所 <small>【障害者総合支援法】</small> <ul style="list-style-type: none"> ●指定権者：大分県 	専従(兼務は可)の指定地域相談支援従事者(※)、管理者 ※うち1名以上は相談支援専門員	●基本相談支援 ●地域相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援

2. 相談支援制度



【地域における重層的な相談支援体制】

自立支援協議会は、地域における相談支援の整備（地域づくり）を担っている。活性化のためには、第1層、第2層、第3層の重層的な体制を整え、それぞれの役割を果たしながら連携していくことが必要。

＜第3層＞

地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など



自立支援協議会

地域の相談支援の中核的な役割

- 地域生活支援事業に関する業務
- 3障害に対する情報提供、助言、指導に関する業務
- 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援
- 協議会の運営に関与を通じた「地域づくり」の業務

＜第2層＞

市町村が行う一般的な相談支援（総合的な相談支援）



(通称：委託相談)

住民に対する個別の総合相談支援

- 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

＜第1層＞

基本相談支援を基盤とした計画相談支援



住民に対する個別の相談支援

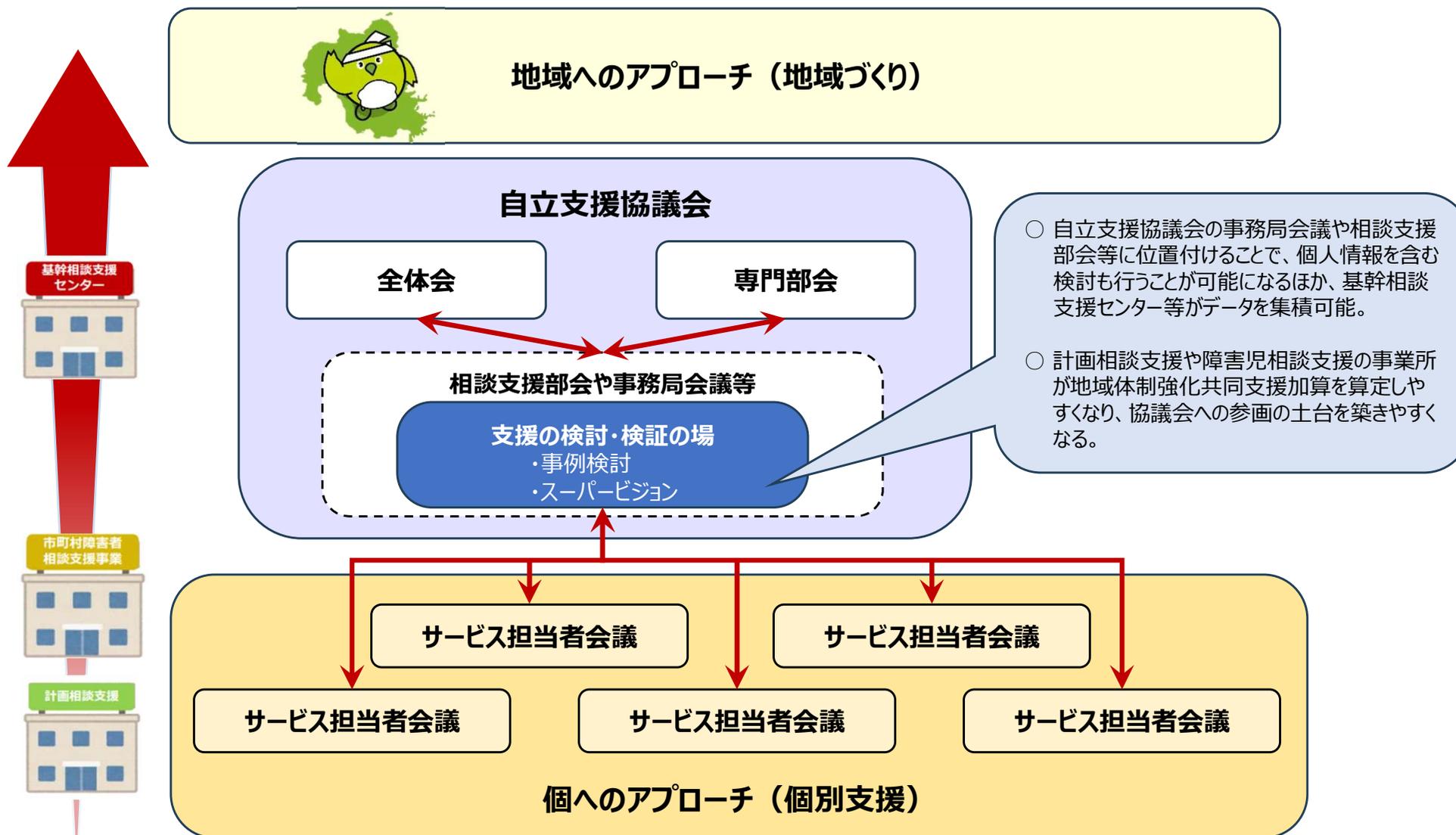
- 基本相談支援（総合支援法）
- 計画相談支援（総合支援法）
 - ・サービス利用支援（計画作成・変更）
 - ・継続サービス利用支援(モニタリング)
- 障害児相談支援（児童福祉法）
 - ・障害児支援利用援助（計画作成・変更）
 - ・継続障害児支援利用援助(モニタリング)

2. 相談支援制度



【地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり】

自立支援協議会を通じた「地域づくり」にとっては「個から地域へ」の取組みが重要。

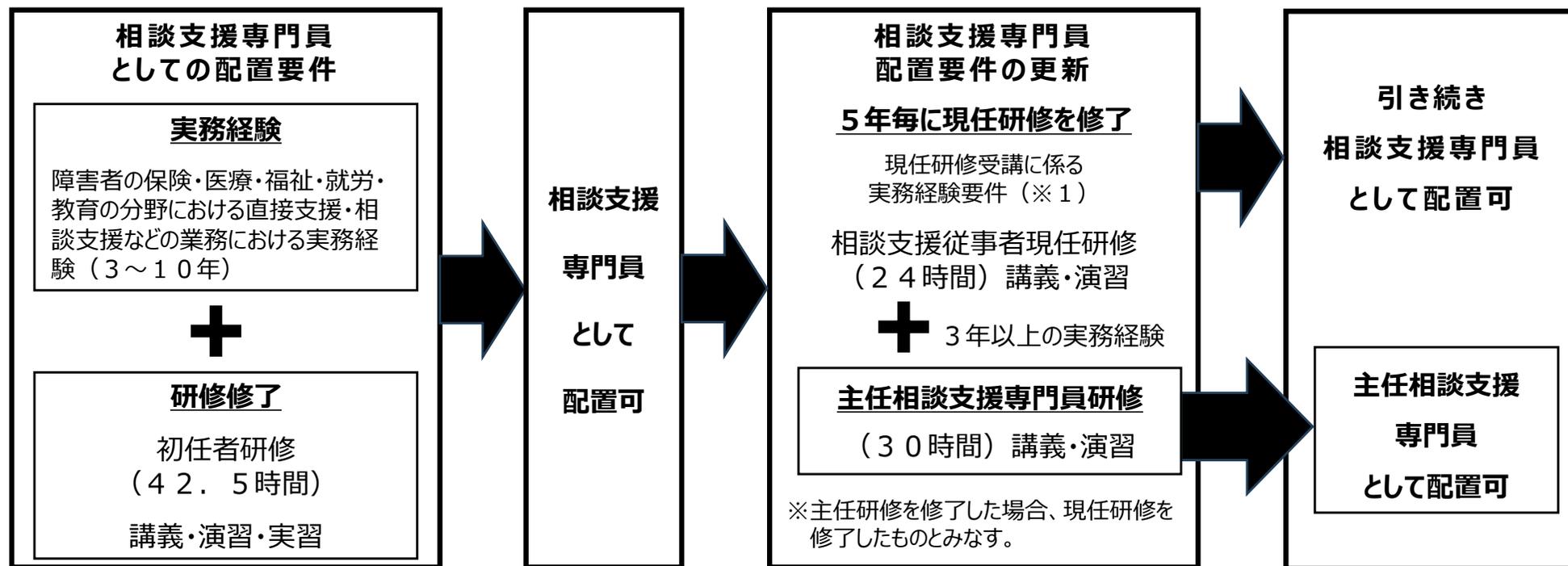


2. 相談支援制度



【相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）】

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、カリキュラムの内容を充実させる改定を実施。
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する一定の実務経験の要件(※1)を追加。
- 地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修（以下、主任研修）を創設。



※1：現任研修受講に係る実務経験要件

①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。②現に相談支援業務に従事している。ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

2. 相談支援制度



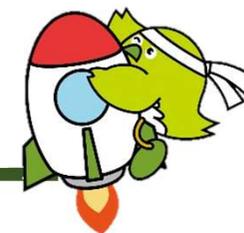
【相談支援専門員になるための実務経験】

業務の範囲		業務内容		実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務	a	平成18年10月1日に現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従事者である者で、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間	3年以上
		b	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法に規定する居宅介護支援事業、介護予防支援事業、その他これらに準ずる事業	5年以上
		c	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、その他これらに準ずる施設	
		d	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設（※1）、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院その他これに準ずる施設	
		e	病院若しくは診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、iの国家資格を有する者、上記bからdに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）。	
		f	障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務の従事者	
		g	特別支援学校その他これらに準ずる機関において障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務の従事者	
(二) 直接支援の業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務	h	1 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって、療養病床に係る施設の従業者 2 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従業者 3 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者	上記1～3に掲げる施設において、下記①～⑤の資格を有して直接支援業務並びにその指導 ① 社会福祉主事任用資格 ② 訪問介護員2級以上に相当する研修の修了 ③ 保育士 ④ 児童指導員任用資格者 ⑤ 精神障害者社会復帰指導員	5年以上
		上記①～⑤の資格に該当しない者で、1～3に掲げる施設の業務従事者		
		i	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	b～hの業務に従事した期間が通算して3年以上で、かつ国家資格に従事した期間が5年以上

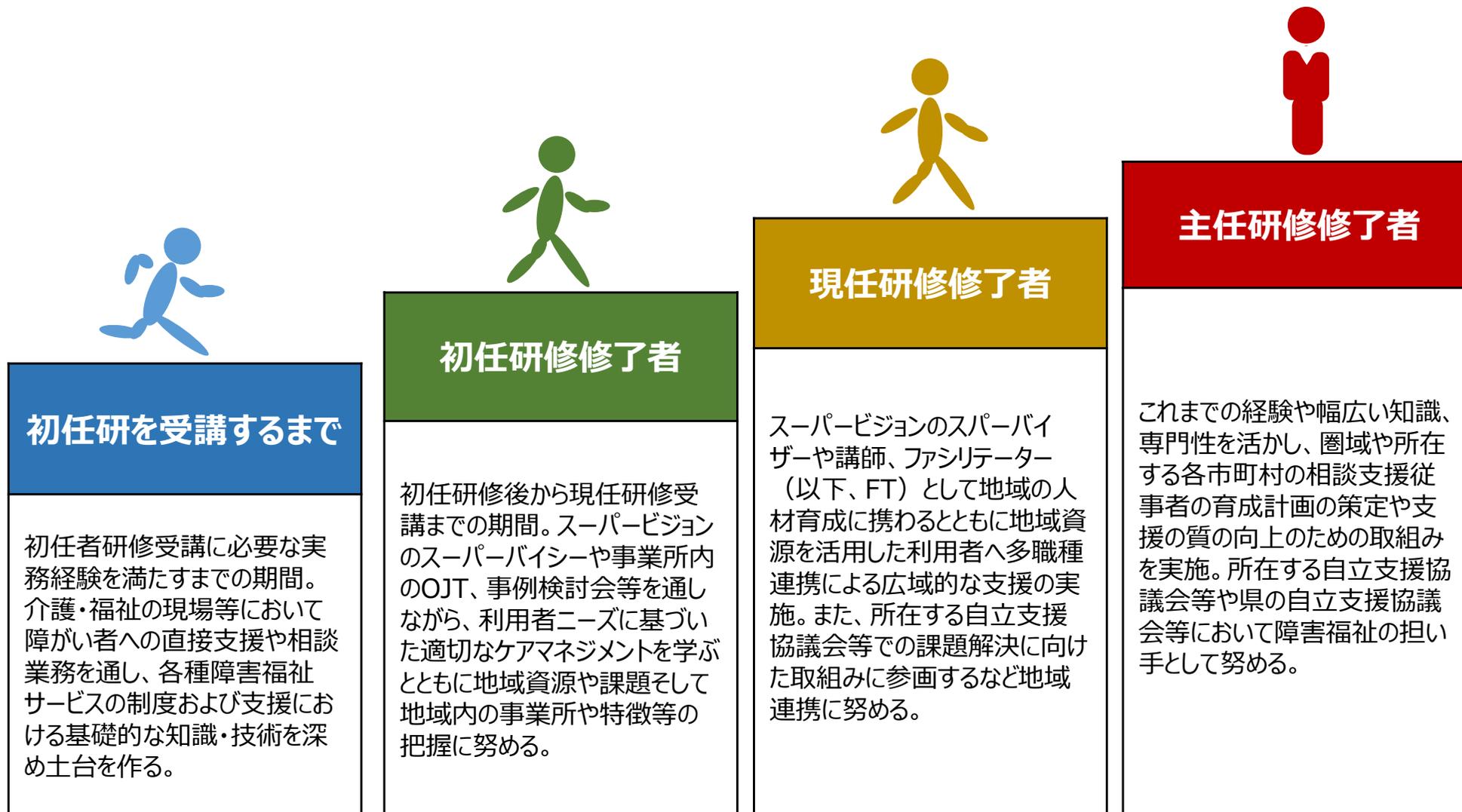
※1 老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

※2 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

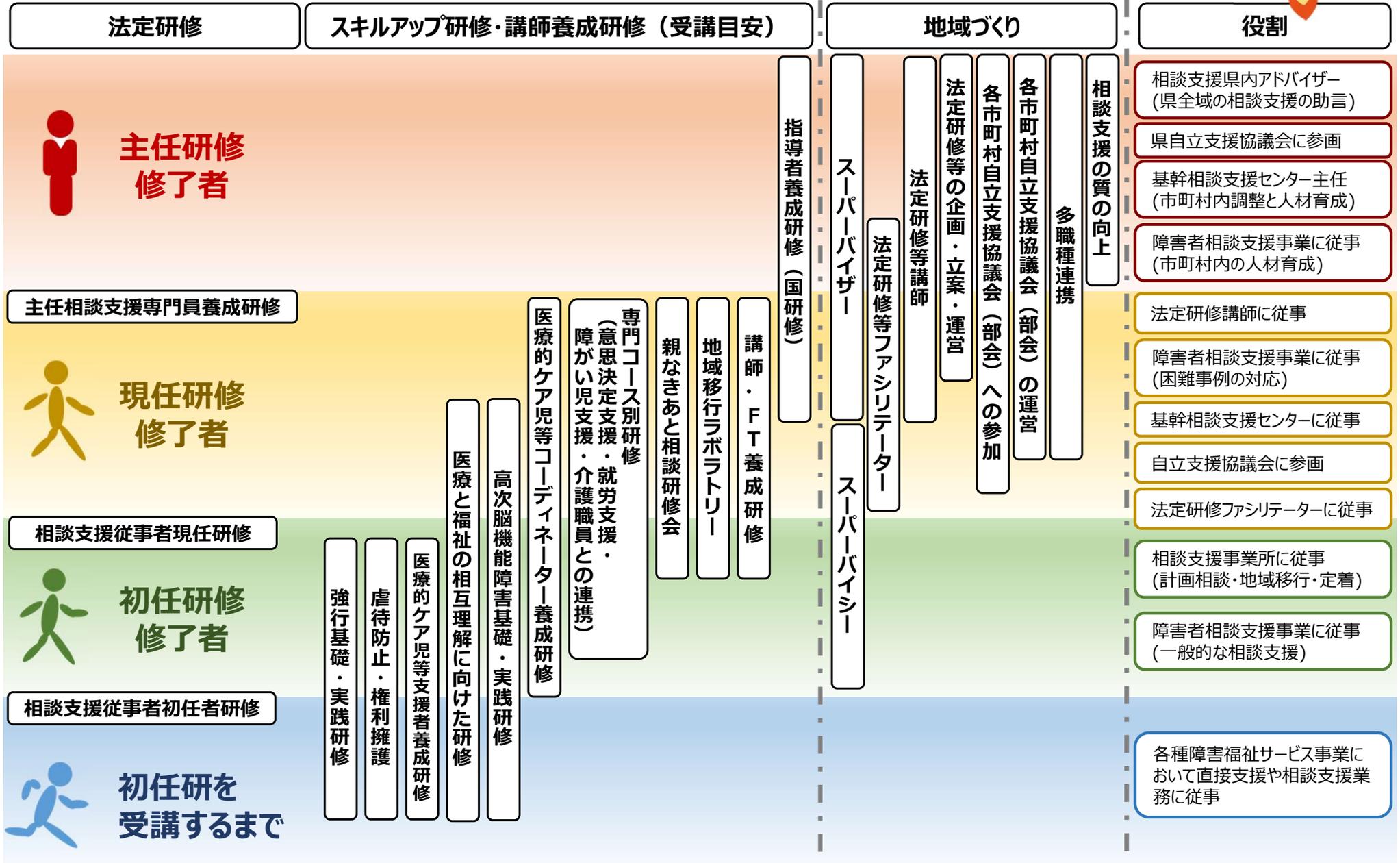
3. キャリアパス



相談支援専門員の初任者研修を受講するまでの期間、初任者研修受講後から現任研修受講前までの1～5年間、現任研修修了者、主任研修修了者の4段階で、それぞれの求める姿についてキャリアパスごとに触れていきます。



3. キャリアパス



4. 研修体系



【研修の種別】

○法定研修

- ・相談支援専門員の資格取得、資格更新に必要な研修
- ・主任相談支援専門員の資格取得に必要な研修

○スキルアップ研修

- ・法定研修では不足する部分を補足する重要な研修

○講師養成研修

- ・法定研修の講師又はファシリテーターを養成する研修

種別	研修名	対象者	
法定研修	相談支援従事者初任者研修	未	相談支援専門員となる者
	相談支援従事者現任研修	初 現 主	指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者 (初回) 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験 (2回目以降) 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験、又は現に相談支援業務に従事していること
	主任相談支援専門員養成研修	現	現任研修修了後相談支援業務に3年以上従事した者のうち、以下のいずれかの要件を満たすもの ①基幹相談支援センター等において現に指導的役割を担う者 ②相談支援従事者研修等の講師、ファシリテーター



初任研を受講するまで



初任者



現任者



主任者

4. 研修体系



種別	研修名	受講対象者 (目安)	研修目的
スキルアップ 研修	強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修・実践研修)	未 初	強度行動障害の障がい特性の理解及び支援方法を習得し、強度行動障害のある方に対する適切な支援を行うための人材育成を図ることを目的とする。
	障がい者虐待防止・権利擁護研修	未 初	障がい者虐待防止及び権利擁護に関する基礎的な知識を習得し、研修受講者の復命研修を通じて、障がい者虐待防止体制の強化を図ることを目的とする。
	医療的ケア児等支援者養成研修	未 初	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう医療的ケア児等の支援の現状、支援の実際、支援方法等について学びを深めることを目的とする。
	医療と福祉の相互理解に向けた研修	未 初 現	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・推進にあたっては、医療機関や地域の援助事業者等が、各々の役割を相互に理解し、重層的に連携していくことが必要とされるため、支援者間の相互理解及び連携の促進を図ることを目的とする。
	高次脳機能障害支援養成研修	未 初 現	高次脳機能障害についての知識を得ることやその障害特性を理解することで、高次脳機能障害の障害特性に応じた支援を実施できる、障害福祉サービス事業所等に従事する支援者を養成することを目的とします。



初任研を受講するまで



初任者



現任者



主任者

4. 研修体系



種 別	研修名	受講対象者 (目安)	研修目的	
スキルアップ 研修	医療的ケア児等コーディネーター 養成研修	初 現	医療的ケア児等に対する支援の調整を適切に行う医療的ケア児等コーディネーターの育成を図ることを目的とする。(市町村推薦)	
	親なきあと相談研修会	初 現	誰もが身近な地域で相談を受けられるよう、相談員と専門家、関係機関が相互に連携し協働できる体制(大分モデル)を創設することを目的とする。	
	精神障がい者地域移行ラボラトリー "イコラボ"	初 現	精神障がい者の地域移行・定着支援における質の高い相談支援専門員を育成を図ることを目的とする。	
	専門 コース 入別	障がい児支援	未 初 現	障害児相談支援に携わる者に対し、支援上必要とされる障がい児特有の視点を獲得し、理解を深める研修を実施することで、相談支援専門員や児童発達支援管理責任者等の資質向上を図ることを目的とする。
		意思決定支援	初 現	「本人の自己選択・自己決定でエンパワメントを引き出す視点」や「本人の思いに寄り添った意思決定支援」とは何かを考え、実践力を養うことを目的とする。
		就労支援	未 初 現	就労系サービスにおける連携や役割、企業の仕組みや職業アセスメントを研修することで、支援に必要な知識と技能を獲得し、資質向上を図ることを目的とする。
		介護支援専門員との連携	初 現	介護保険サービスの内容と障害福祉サービスとの異同等の理解と具体的な事例をもとに相談支援専門員(障害福祉分野)と介護支援専門員(介護保険分野)の連携について考え、必要な知識を図ることを目的とする。



初任研を受講するまで



初任者



現任者



主任者

4. 研修体系



種別	研修名	受講対象者 (目安)	研修目的
講師養成 研修	講師・ファシリテーター養成研修	初 現	本研修は、ファシリテーションの基礎知識や実践的な技術を学ぶことにより、社会福祉施設等の職場内研修や主催団体の実施研修等における講師・ファシリテーターの養成・充実を図ることを目的とする。
	<国研修> ・相談支援従事者指導者養成研修 ・サービス管理責任者・児童発達支援 管理責任者指導者養成研修	現 主	本研修は、大分県が実施する「相談支援従事者研修事業」および(公社)大分県社会福祉士会が実施する「大分県サービス管理責任者等研修事業」の充実を図るため、当該研修において企画立案・運営に携わる中核的な役割を担う指導者を養成することを目的とする。



初任研を受講するまで



初任者



現任者



主任者

5. 大分県の現状（自立支援協議会関連体制図）



大分県自立支援協議会（専門部会3・WG1・PT1）

【全体会】

- ・県内相談支援体制状況の情報共有 ・専門部会の協議内容等報告の場及び助言
- ・市町村へのアドバイザー派遣事業及び相談支援従事者研修内容等の報告
- ・市町村自立支援協議会から上がってきた地域課題の検討

情報・知見の共有・普及・連携方法の確認等

●専門的分野の相談支援事業

障害者就業・生活支援センター事業

障がい児等地域療育等支援事業

発達障がい者支援センター運営事業

高次脳機能障がい者支援体制整備事業

医療的ケア児支援センター運営事業

てんかん地域診療連携体制整備事業

児童発達支援センター等地域支援体制整備事業

【多様な働き方検討会（PT）】

- ・県内障がい者の就労に関する課題や問題点の洗い出し
- ・障がい者を取り巻く多様な働き方についての現状把握

【相談支援部会】

- ・市町村の相談支援事業や自立支援協議会の状況を各圏域ごとに確認
- ・相談支援従事者に対する研修の内容等について検討

【地域移行専門部会】

- ・地域移行に関する課題を把握・分析して、支援策について検討
- ・市町村自立支援協議会の地域移行に関する取り組み状況について把握し、適切な支援及び助言を実施

【（にも包括構築推進ワーキング）】

- ・精神科病院入院精神障がい者の地域移行・地域定着促進
- ・精神障がい者が地域で安心して暮らせる体制整備の検討

【子ども部会】

- ・医ケア児及び発達障がい児支援に関する取組状況について把握し、適切な支援、助言及び必要な支援施策の検討

関連する課題対応策の検討

好事例の共有・運営の助言

担当者会議を通じた地域課題の吸い上げ

市町村自立支援協議会担当者会議

市町村自立支援協議会

- 市町村が実施する障害者相談支援事業（委託相談・拠点・基幹等）の検討・評価
- 個別支援事例における協議を通じた地域課題の抽出を促進を目的とする専門部会の設置・定期開催（ex：相談支援部会、地域生活・地域支援部会、子ども部会、就労部会など）
- 地域移行支援や定着支援を効果的な実施に向けた関係機関による地域移行のネットワークの強化
- 障害福祉サービスの組み合わせによる施設入所者の状況を踏まえた地域の社会資源の開発の役割強化

【大分県自立支援協議会の役割】

- 1 市町村における相談支援体制の状況の把握、評価及び整備方針に関する助言を行うこと
- 2 相談支援事業者に対する研修の在り方に関する協議を行うこと
- 3 障がい者の地域移行に関する課題や困難事例について議論し、支援方法について検討すること
- 4 専門的分野における障がい者等に対する支援方策に関し、情報及び知識を共有するとともに、普及啓発を行うこと
- 5 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制への支援に関する協議を行うこと
- 6 その他障がい者等への相談支援に関し必要な事項

5. 大分県の現状（大分市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点		
			特定	児童	一般
大分市	470,288	502.39	61	49	14

基幹相談支援センター ※R8.4月時点	委託相談支援事業所 ※R8.4月時点
	社会福祉法人大分市社会福祉協議会 大分市基幹相談支援センターさざんか
	社会福祉法人大分すみれ会 大分市基幹相談支援センターきぼう21
	社会福祉法人シンフォニー 大分市基幹相談支援センターコーラス

<取組内容>

- 大分市基幹相談支援センターは3つの相談支援事業所の共同型で令和8年4月に発足。
- 「身体」「知的・児童」「精神」の各分野を専門とする3つの委託相談支援事業所が、「大分市基幹相談支援センター」として、同一建物内において連携・協働することにより相談支援体制の充実強化。
- 緊急相談ダイヤル「あんしんコール」
家族等介助者の急病による不在、障がい者虐待、障害のある方の状態変化等により自宅等での生活を継続することが困難となり、緊急な対応が必要となったときなどに、相談内容に応じて必要な支援等を実施。

自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
大分市障害者自立支援協議会	○	—	—	○	○	○	○	—	—

<取組内容>

- 専門部会は生活支援部会、就労支援部会、子ども部会、差別解消推進部会、相談支援部会の5つの部会構成。
- 生活支援部会：障がい者が地域で生活するために、高齢化・重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、障害のある方の住まいや、緊急対応に関する取組
- 就労支援部会：就労系福祉サービス事業所の支援技術の向上や、関係機関との連携を図ることによる、障がい者の就職率や定着率の向上に向けた取組
- 子ども部会：発達障害に関する早期発見や支援の充実に向けた取組・医療的ケア児支援検討部会：現状把握や関係機関の連携体制の構築に向けた取組
- 差別解消推進部会：障がい者差別に関する相談事例の共有、障害を理由とする差別の解消に向けた取組
- 相談支援部会：相談支援専門員のネットワーク化や知識向上に向けた取組、関係機関との連携強化、地域課題の共有および社会資源の開発

5. 大分県の現状（別府市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
別府市	110,842	125.34	25	25	10				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
社会福祉法人農協共済別府リハビリテーションセンター 障害者生活支援センター 社会福祉法人別府発達医療センター 相談支援事業所ぱれっと 社会福祉法人太陽の家 障害者相談支援センターたいよう 社会福祉法人みのり会 障がい者地域生活支援センター泉									
<取組内容> ● 別府市基幹相談支援センターは4つの相談支援事業所の共同型で発足。 ● 別府市と共同で自立支援協議会の運営を実施。 ● 市内特定相談の質の向上のためアウトリーチにてグループワークやGSVの支援。 ● 市内福祉サービス事業所へ虐待防止等を含め専門性向上の出前講座を実施。 ● 重層的支援体制整備事業との連携。 ● 権利擁護受任調整委員会への参加。									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
別府市障害者自立支援協議会	—	○	○	○	○	○	—	○	○
<取組内容> ● 専門部会は基幹相談支援センター等運営部会、就労支援部会、子ども支援部会、当事者部会、地域移行・地域定着支援部会、事業所等評価部会、相談支援部会の7つの部会構成。 ● 全体会は障がい施策状況の共有、各基幹からの代表事例報告と課題提起、各部会の状況確認やともに生きる条例の運用状況評価（共生社会形成プラン）等を実施。 ● 基幹相談支援センター等運営部会は月1回のペースで開催し、情報共有と業務連携を実施。 ● 就労支援部会は市内就労事業所のほかハローワーク、特例子会社等より部会員を募り、県の集団面接会のための模擬面接会等を開催し雇用率向上のための取組みを実施。 ● 子ども支援部会は市内の児童福祉事業所等が集まり、資源や空き状況の確認、支援力向上のための研修等を実施。 ● 当事者部会は当事者を中心に構成されており、バリアフリー向上のための街歩きや居場所の検討、福祉祭り等を通じた社会参加の促進等の活動を実施。 ● 地域移行・地域定着支援部会は精神科病院や入所施設への地域相談の普及啓発およびにも包括の協議等を実施。 ● 事業所等評価部会は日中サービス型共同生活援助、就労選択支援の事業所評価を実施。									

5. 大分県の現状（中津市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
中津市	81,142	491.44	10	9	3				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 中津市障がい者等基幹相談支援センター									
<ul style="list-style-type: none"> ●市と連携し自立支援協議会（全体会・運営会議。課題別専門部会）の運営業務＜地域づくり業務＞ ●市内の相談支援事業所（特定・児童・一般）への後ろ盾機能（地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成、研修会開催(6回/年)等） ●総合的・専門的な相談の実施 ●地域の相談機関との連携強化 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
中津市障害者施策推進協議会兼 自立支援協議会	—	—	○	○	○	○	○	○	—
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ●専門部会は地域生活支援部会、就労支援部会、相談支援部会、こども部会、拠点推進部会の5つの部会構成。 ●協議会全体会（2回/年）、事務局会議（13回/年）、相談支援部会（5回/年）、就労支援部会（4回/年）、就職面接ワーキング（4回/年）、利用者のスキルアップ及び支援者研修ワーキング（4回/年）、こども部会（5回/年）、地域生活支援部会（6回/年）、拠点推進部会（※検討中） <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ●自立支援協議会とハローワーク協働で、就職面接会を毎年開催。 ●地域の中核を担う、特定相談支援事業所に拠点コーディネーターを配置。 ●隣県や他市の事業所も課題別専門部会に参画可能な体制を構築。 									



5. 大分県の現状（日田市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
日田市	59,101	666.03	6	6	4				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
-			合同会社 オークフィールド 相談支援事業所ポノ						
社会福祉法人大分県社会福祉事業団 相談支援事業所はぎの 社会福祉法人すぎのこ村 地域生活支援センターBeeすけっと									
<取組内容> ● 日田市障がい者基幹相談支援センターは2つの相談支援事業所の共同型で運営。 ● 地域づくりの為の取組支援（地域自立支援協議会の運営・部会の活性化）。 ● 総合相談・専門的な相談支援の実施。 親なきあと相談会（年6回）旧郡部への巡回相談（毎月） ● 地域の相談支援体制の強化。 ● 権利擁護・虐待の防止（年1回の虐待に関する研修会開催）。 ● 公共交通機関や観光関連の機関等障害福祉以外の分野との連携の推進。 ● 地域移行・地域定着の促進（拠点機能）。			<取組内容> ● 委託相談支援事業は3つの相談支援事業所に委託。 ● 主に個別の相談に対応（3層構造の2層を担当。基幹相談との役割分担の明確化）。						
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
日田市地域自立支援協議会	-	-	-	○	○	○	○	-	-
<取組内容> ● 全体会（年3回）、事務局会議（年12回）、基幹ミーティング（週1回）、研修会開催（精神障害・防災について）、多職種名刺交換会（合同部会年1回）、市民健康福祉まつりでの協議会ブース開設。 ● 専門部会は就労・移送部会、住むこと部会、子ども部会、相談部会の4つの部会構成。 ● 就労部会は年6回実施。ひたむきワークフェスの開催（障がい者雇用の啓発）、就労選択支援等の勉強会開催、SNS使用に関するトラブルや余暇の過ごし方などを協議。就労継続支援事業所の紹介動画作成。 ● 住むこと部会は年3～4回実施。グループホーム地域連携推進会議の開催や門限や金銭面のルールなどについて、生活介護事業所の状況等の情報交換。「居場所」をテーマにニーズ調査（入所施設の利用者を対象）。 ● こども部会は年4回実施。インクルーシブの促進検討や巡回支援・保育所等訪問支援事業の周知・内容のすり合わせ、習いごと等情報共有や地域との関り・交流（市内バス装飾等）の場を提供。 ● 相談部会は年6回実施。事例検討（相談員のスキルアップ）、勉強会（R7は加算・就労選択支援など）開催、アセスメント様式の統一（基幹相談、市役所と共有）を実施。									

5. 大分県の現状（佐伯市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
佐伯市	62,919	903.14	10	8	5				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
社会福祉法人青山21 相談支援事業所ライフネット									
合同会社まるまる 相談支援事業所まるまる									
社会福祉法人大分県社会福祉事業団 佐伯圏域障害者支援センターほっぷ									
<p><取組内容></p> <p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 佐伯市基幹相談支援センターは3つの相談支援事業所の共同型で令和7年4月に発足。 ● 佐伯市保健福祉総合センター『和楽』内に『佐伯市基幹相談支援センターすきっぷ』を設置し、委託先の相談支援事業所職員が1名ずつ配置。 ● 『障害者就業・生活支援センターじゃんぷ』が併設され、生活や就労に関することをワンストップで相談出来る体制を構築。 <p>【主な業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス利用等に関する総合相談窓口としての対応。 ● 佐伯市障がい福祉課と協働による自立支援協議会の運営を実施。 ● 相談支援従事者を対象にした研修や専門部会での事例検討、GSV等を支援。 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
佐伯市地域自立支援協議会	○	—	—	○	○	○	○	—	—
<p><取組内容></p> <p>【構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体会（2回/年） ・定例会（2回/年） ・事務局会議（5～6回/年） ・専門部会（8～9回/年） ・当事者との意見交換会（1～2回/年） <p>【専門部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会は地域生活・権利擁護部会、こども支援部会、就労支援部会、サービス等利用計画部会の4つの部会構成。 									

5. 大分県の現状（臼杵市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
臼杵市	32,496	291.2	4	4	1				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
社会福祉法人聖母の騎士会 相談支援事業所こころ			-						
社会福祉法人みずほ厚生センター さぼーとセンター風車									
合同会社和穩 相談支援センターミット									
有限会社ぶんごケアマネジメント 支援センターくれよん									
<取組内容> <ul style="list-style-type: none"> ● 臼杵市基幹相談支援センターは4つの相談支援事業所の共同型で令和7年4月に発足。 ● 基幹相談支援センターは臼杵市福祉事務所に設置し、4つの事業所の相談支援専門員が担当曜日に出向する形で運用。 ● 4つの事業所との福祉事務所との情報共有の会議（1回/2週間）により困難事例や自立支援協議会の進捗状況について共有。 			<取組内容> <ul style="list-style-type: none"> ● 委託相談支援は3つの相談支援事業所に委託。 ● 各事業所がそれぞれの専門性や地域性を発揮し、必要に応じて事業所間で連携。 						
自立支援協議会									
協議会	部会								
	権利擁護関係	地域移行関係	退院促進関係	就労関係	子ども関係	相談支援関係	地域生活・生活支援関係	精神関係	その他
臼杵市自立支援協議会	-	-	-	○	○	○	○	-	-
<取組内容> <ul style="list-style-type: none"> ● 臼杵市自立支援協議会（本会）、正副部会長会議（運営会議）、各専門部会（児童部会、就労支援部会、地域生活部会、相談支援部会）で構成。 ● 各部会は1回/月で開催し、課題抽出や課題解決に向けた取り組みを実施。 ● 学習会と交流会を目的に協議会構成員が一同に集まる全部会合同意見交換会を開催（1回/年）し、各専門部会の横の連携強化を実施。 ● 開催される福祉フォーラム（1回/年）の企画、運営を自立支援協議会が実施。 									

5. 大分県の現状 (津久見市)



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
津久見市	14,511	79.48	2	1	2				
委託相談支援事業所 ※R8.4月時点									
合同会社和穩 相談支援センターミット		基幹相談支援センターと同様の取組み状況							
社会福祉法人津久見市社会福祉協議会 指定相談支援事業所 サポートセンター竹とんぼ		相談支援事業者への 専門的指導	相談支援事業者の 人材育成	相談機関との 連携強化の取組	自立支援協議会 の運営				
		-	-	-	○				
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2か所の相談支援事業所が、相談支援事業を市から委託。 ● 委託相談事業所は、一般相談支援、地域移行支援、地域定着支援、特定計画相談支援と障害児相談支援を実施。 ● 365日携帯電話を所有し、24時間相談対応を実施。 ● 緊急時は必要に応じて訪問対応。 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
津久見市地域自立支援協議会	-	-	-	○	○	○	○	-	-
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会はしごと部会、子ども部会、暮らし部会、相談支援部会の4つの部会構成。 ● しごと部会は、月1回開催。障がい者雇用の理解促進に向けてワークマガジンの発行や障がい者雇用に関する研修を実施。 ● 子ども部会は、市内認定子ども園等へ巡回訪問や発達支援等についての情報・意見交換を実施。 ● 暮らし部会は、障がい児・者の地域生活での困りごとを抽出、共有、そして課題解決に向けて活動を実施。 ● 相談支援部会は、津久見市と委託相談支援事業所の相談支援専門員で毎月開催。相談事例に基づき親なきあとへの対応や各部会に課題提供を行ない、関係機関との体制構築に推進。 									

5. 大分県の現状（竹田市）



市町村名	人口 ※R7.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
竹田市	18,289	477.53	3	2	3				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
医療法人雄仁会 竹田市心の相談支援事業所（加藤病院）									
社会福祉法人博愛会 福祉農場コロニー久住相談支援事業所									
社会福祉法人やまなみ福祉会 相談支援事業所やまなみ									
社会福祉法人紫雲会 サポートセンターサライ									
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 竹田市基幹相談支援センターは4つの相談支援事業所の共同型で令和7年4月より発足。 ● 毎月/1回、基幹相談支援センター連絡会を行い、基幹の取り組み内容の確認・新規相談の情報共有などを実施。 ● 毎月/1回、自立支援協議会の事務局会議を行い、協議会の運営に関することや各部会の情報共有を実施。 ● 各月で「にも包括に関する会議」（ケア会議・地域移行）を実施。 ● 各月に実施する竹田市社協実施の重層的支援体制整備事業にも参画し、障がい福祉についての啓発や重層会議で上がってきた相談での障がい分野についての助言等を実施。 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
竹田市自立支援協議会	—	○	—	○	○	○	○	○	○
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会は生活支援部会と就労支援部会の2つの部会の構成。 ● 事務局を担っている基幹相談支援センターが毎月の事務局会議（連絡会）と各月のにも包括に関する会議を開催。 ● 地域生活支援部会は、支援者の人材不足や障害者を支える親御さんの高齢化に伴う親亡き後の学習会などを中心に検討。令和7年度よりこどもに関する相談を検討する正式な場が無かったため、地域生活支援部会の中でこども作業部会を立ち上げ、こどもに関する課題や多機関とのスムーズな連携・構築に向けて取組みを開始。 ● 就労支援部会は、①福祉的就労準備班と②福祉的就労事業所班の2分科会に分け、①在宅就労系機関と②サービス提供事業所機関でそれぞれ分けて話し合いを実施。取組み内容は、支援学校卒業生の就労支援や学習会・事業所の優先調達に関するところを中心に議論を実施。 									

5. 大分県の現状（豊後高田市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
豊後高田市	21,501	206.22	3	3	2				
委託相談支援事業所 ※R8.4月時点									
社会福祉法人ひまわり会 ひまわり障がい者相談支援センター		基幹相談支援センターと同様の取組み状況							
		相談支援事業者への 専門的指導	相談支援事業者の 人材育成	相談機関との 連携強化の取組	自立支援協議会 の運営				
社会福祉法人みづほ育成会 みづほ障がい者相談支援センター		—	—	—	—				
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
豊後高田市地域自立支援協議会	—	○	○	○	○	○	○	○	—
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会は相談支援部会、就労支援部会、こども部会、地域生活支援部会の4つの部会構成。 ● 全体会（3回/年）・相談支援部会（2回/年）・就労支援部会（2回/年）・こども部会（2回/年）・地域生活支援部会（2回/年） <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援を強化（児童発達支援、放課後等デイサービス等の児童通所サービスの無償化、放課後児童クラブの無償化、高校生までの医療費無料、子育て誕生祝い金、高校生まで給食費無料など。） 									

5. 大分県の現状（杵築市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
杵築市	25,648	280.08	2	2	1				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
社会福祉法人杵築市社会福祉協議会 障がい者相談支援センターまるっと			社会福祉法人太陽の家 太陽の家障害者生活支援センター 社会福祉法人みのり村 みのり村Mプラザ 社会福祉法人暁谷福祉会 障がい者相談支援センター暁谷苑						
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自立支援協議会の運営を実施。 ● 重層的支援体制整備事業の会議への参画。 ● 部会事務局として従事。 			<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 計画相談支援を重点的に実施。 ● 相談支援の周知や総合相談支援の実施。 ● 重層的支援体制整備事業の会議への参画。 ● 自立支援協議会及び部会の運営補助。 ● 事務局会議後に企画運営会議への参画。 						
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
杵築市地域自立支援協議会	-	-	-	○	○	○	-	-	○
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会は相談支援事業専門部会、子ども支援部会、就労支援部会、計画査定部会の4つの部会構成。 ● 全体会は年に1または2回開催し、自由に聴講可能。 ● 事務局会議は各部会の運営や研修、虐待防止取組みなどを年間計画として企画・開催。 ● こども支援部会はR6年度新設。学童含め市内事業所（日出・国東事業所にも声掛け）向けに5領域や発達など研修を開催。 ● 就労支援部会はR6年度新設。パンフレット作成や事業所見学会、市内事業者（日出・国東事業所にも声掛け）向けに個別支援計画、虐待防止、強度行動障害など研修を開催。 ● 相談支援事業専門部会は基幹、委託、市内特定相談でグループスーパービジョンを実施(3～4回/年)。 									

5. 大分県の現状（宇佐市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
宇佐市	50,929	439.05	11	9	7				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
一般社団法人宇佐市自治研究センター ぬくもり暖 社会福祉法人清流会 アーチ			社会福祉法人大分県社会福祉事業団 サポートネットすまいる						
<取組内容> ● 宇佐市福祉課と連携し、自立支援協議会（全体会・運営会議・課題別専門部会）の運営<地域づくり業務>。 ● 市内の相談支援事業所（特定、児童、一般）への後ろ盾機能（運営に関する相談・必要な援助・その他の援助を行う業務）。 ● 委託相談支援事業所と連携し、相談支援部会においてGSVを活用した事例検討の実施及び、研修会の開催業務。 ● 多領域との連携業務（重層的支援体制整備事業）。 ● 障がい者虐待防止事業の一部委託（基幹相談支援センター機能強化事業とは別委託）			<取組内容> ● 宇佐市福祉課及び基幹相談支援センターと連携し、自立支援協議会の課題別専門部会の運営業務 ● 機関相談支援センターと連携し、相談支援部会においてGSVを活用した事例検討の実施及び、研修会の開催業務						
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
宇佐市自立支援協議会	○	○	—	○	○	○	○	○	○
<取組内容> ● 専門部会はこども支援部会、就労支援部会、相談支援部会、地域生活支援部会、地域生活支援拠点部会、精神保健福祉部会の6つの部会構成。 ● 全体会（3～4回/年）・全体会事務局会議（3～4回/年）・会長、副会長との打ち合わせ（3～4回/年）・運営会議（6回/年）・相談支援事業所管理者会議（4回/年）・基幹相談連絡会議（12回/年）・こども支援部会（4回/年）・就労支援部会（4回/年）・相談支援部会（6回/年）・地域生活支援部会（4回/年）・地域生活支援拠点部会（4回/年）・精神保健福祉部会（4回/年）・市の基幹、委託巡回（1回/月）・共創ミーティング（2回/月） ※医療的ケア児の協議の場合は、こども支援部会の医療的ケア検討会議にて実施 ※「にも」包括の協議の場合は、精神保健福祉部会にて実施 ※地域生活支援拠点等の検証・検討の場合は、地域生活支援拠点部会にて実施									
<その他> ● キックオフミーティング（1回/年）、障がい者計画等評価委員会（1回/年）、ピアサポートフェスティバル（1回/2年）、宇佐市民集会（1回/2年）。 ● 余暇支援活動（ピアサポート・アート活動）に力を入れている。 ● 拠点コーディネーターは、地域活動支援事業を活用し基幹相談支援センターに配置している。 ● 基幹相談支援事業所の1つに地域活動支援センターⅠ型を併設し、フリースペースの運営を行っている。 ● 委託相談支援事業所に地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関である児童発達支援センターが一体的に運営をされている。									

5. 大分県の現状（豊後大野市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
豊後大野市	31,082	603.14	7	7	3				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
社会福祉法人紫雲会 サポートセンターサライ									
<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センターは令和7年4月より発足。 ● 総合相談窓口（基本相談・三障がいに関する事及びその他障害に関する相談全般）の対応 ● 自立支援協議会の企画・運営を実施 ● 基幹と地域の相談支援事業所との連携強化を図るため、協議会の専門部会である相談支援部会を中心に地域の相談支援体制の強化・検討を実施。 ● 成年後見利用促進及び居住支援に関する協議の場への積極的な参画、豊後大野市重層的支援体制整備事業において多機関との組織横断的な連携を図っている。 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
豊後大野市自立支援協議会	—	○	—	○	○	○	○	○	○
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専門部会は相談支援部会、児童支援部会、生活支援部会、就労支援部会の4つの部会構成。 ● 相談支援部会は、毎月開催し、基幹相談支援センターを中心に特定相談支援事業所と相談支援体制構築（新規相談から計画相談への繋ぎなど）に向けて取組むほか、最新情報の共有、支援者支援の検討、協議会の運営や地域づくりなど幅広い課題検討を実施。 ● 相談支援部会の下部組織である精神保健連携分科会では、「にも包括」に関する検討会や地域移行・精神に関する事例検討会を実施。 ● 就労支援・生活支援部会は、各就労・生活部門において事業所や利用者の課題などをもとに検証・検討を実施。 ● 自立支援協議会の定例会では、施設の管理者の集まりである事業所連絡協議会と各専門部会の部会長との協議の場を創出。 									

5. 大分県の現状（由布市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積（km ² ）	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
由布市	33,482	319.32	5	4	1				
委託相談支援事業所 ※R8.4月時点									
社会福祉法人大分県社会福祉事業団 相談支援センターこだま		基幹相談支援センターと同様の取組み状況							
		相談支援事業者への 専門的指導	相談支援事業者の 人材育成	相談機関との 連携強化の取組	自立支援協議会 の運営				
社会福祉法人庄内厚生館 障がい者相談支援センターこうせいかん		-	○	○	○				
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 由布市と委託相談支援事業所で自立支援協議会の運営を実施している。 ● 相談支援事業所間で日常的に連携し、困りの共有やアドバイス、情報提供などを実施している。 ● 必要に応じて、相談支援事業所の垣根を超え、保護者面談等に同行するなど担当の相談支援事業所や相談支援専門員への後方支援を行っている。 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
由布市地域自立支援協議会	-	-	-	○	○	○	○	-	-
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 由布市と委託相談支援事業所で運営し、相談支援部会、こども支援部会、くらし支援部会、しごと支援部会の4つの専門部会で各種課題等に取り組んでいる。 ● 部会での事例検討や研修会等の実施により、専門的知識の向上や資質向上を図り、関係者間のネットワークの構築を図っている。 									

5. 大分県の現状（国東市）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
国東市	24,484	318.1	3	3	2				
委託相談支援事業所 ※R8.4月時点									
社会福祉法人共生荘 障がい者サポートセンター 三角ベース		基幹相談支援センターと同様の取組み状況							
		相談支援事業者への 専門的指導	相談支援事業者の 人材育成	相談機関との 連携強化の取組	自立支援協議会 の運営				
社会福祉法人秀溪会 障害者生活支援センター タイレシ		○	○	○	○				
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市と連携し総合相談的支援を実施。 ● 保健所や市の担当課を含めた事例検討を実施し、専門性向上、課題の抽出、人材育成や連携強化を実施。 ● 協議会運営の補助。 ● 旧町（国見、国東、武蔵、安岐）にて障害に関する相談会を偶数月に交代で実施。 									
協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
国東市障がい者地域自立支援協議会	-	-	-	○	-	-	○	-	○
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体会は年 2 回開催し、昨年度の振り返りと当年度の計画を協議。 ● 事務局会議（さんた会議）は毎月開催し、協議会の運営や課題の整理や取り組み方法を検討。 ● 専門部会は就労支援部会、地域生活支援部会の 2 つの部会構成。 ● 就労支援部会は引きこもり気味の方へのアウトリーチ支援として民生委員との連携や商工会議所を通じて企業等に障がい者雇用についてのアンケートの実施、一般就労への移行者や検討者の交流会を実施（6 回程度／年）。 ● 地域生活支援部会は拠点のを中心にして最近では医ケア児のことや基幹相談の設置に向けての話し合いを実施（6 回程度／年）。 ● 地域課題共有／発見会議は事例を通して課題の共有と発見をする会議として毎月開催。 ● 協議会の定例会の関連行事として、精神障がい者に偏見を持たずに受け入れてくれる地域づくりのために「精神障がい者国東フォーラム」を実施。 									

5. 大分県の現状（日出町）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
日出町	27,594	73.26	7	5	3				
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
-			社会福祉法人陽谷福祉会 障がい者相談支援センター陽谷苑						
社会福祉法人太陽の家 太陽の家障害者生活支援センター									
社会福祉法人大分県社会福祉事業団 ほほえみ									
社会福祉法人みのり村 みのり村Mプラザ									
<取組内容> <ul style="list-style-type: none"> ● 日出町基幹相談支援センターは3つの相談支援事業所の共同型で発足。 ● 日出町と共同で自立支援協議会の事務局として機能。 ● 年に1度特定相談や町の事業者に向けて研修を実施。 ● 町と共同で虐待防止の初動対応を実施。 ● 各部会の事務局を担当。 			<取組内容> <ul style="list-style-type: none"> ● 委託相談支援は4つの相談支援事業所に委託。 ● 自立支援協議会への協力。 ● 協議会での相談報告の実施。 						
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
日出町地域自立支援協議会	-	-	-	○	○	○	○	○	-
<取組内容> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体会は年3回実施。各部会の報告や新しいサービスの動き、不足する資源等について協議。 ● 専門部会は就労支援部会、子ども支援部会、地域生活支援部会、精神障害者支援部会、相談支援部会の5つの部会構成。 ● 就労支援部会は新サービスである就労選択支援の検討や就労事業所マップの見直し、連携強化のためのネットワークづくりや課題抽出を実施（3回/年）。 ● 子ども支援部会は医ケア児の社会資源の確認や開発、医ケア児の就園先をケースを通して検討。児発放デイ班と医ケア児班で協議（3回/年）。 ● 地域生活支援部会は地域生活拠点について協議。緊急時のガイドライン整備を実行（6回/年）。 ● 精神障害者支援部会はにも包括の話を含め、居住支援ハンドブックの整備や広報を実施。事例をもとにグループスーパービジョンを実施（3回/年）。 ● 相談支援部会は令和8年度より新たに創設。 									

5. 大分県の現状（玖珠町・九重町）



市町村名	人口 ※R8.2月末時点	面積 (km ²)	相談支援事業所数 ※R8.2月末時点						
			特定	児童	一般				
玖珠町	13,390	286.6	2	1	0				
九重町	8,045	271.37							
基幹相談支援センター ※R8.4月時点			委託相談支援事業所 ※R8.4月時点						
社会福祉法人くらっぷ こども相談支援センターのあ									
社会福祉法人大分県社会福祉事業団 相談支援事業所はぎの									
社会福祉法人すぎのこ村 地域生活支援センターBeeすけっと									
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 玖珠九重基幹相談支援センターは3つの相談支援事業所の面的整備で発足。 ● 総合的・専門的な相談支援 ● 地域の相談支援体制の強化 ● 地域づくりの取り組み ● 成年後見制度に関する相談対応 ● 権利擁護・虐待の防止（センター） ● 玖珠町九重町地域自立支援協議会の運営 ● 地域生活支援拠点に関する取組 									
自立支援協議会	協議テーマ								
	権利擁護 関係	地域移行 関係	退院促進 関係	就労関係	子ども関係	相談支援 関係	地域生活・ 生活支援関係	精神関係	その他
玖珠町・九重町地域自立支援協議会	—	—	—	—	○	—	—	—	○
<p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 玖珠・九重で合同協議会、全体会（年2回）、実務者会（年3回）、事務局会議（年12回）。 ● 専門部会はおとな部会、こども部会、広報部会の3つの部会構成。 ● おとな部会は精神障害にも対応した地域包括的ケアシステムや必要に応じて者の地域課題等を協議。 ● こども部会は医療的ケア児を支援や必要に応じて児の地域課題等を協議。 ● 広報部会は町報への掲載による情報発信の実施。 									



大分県相談支援従事者人材育成ビジョン

令和5年4月

令和8年4月 改訂

作成 大分県自立支援協議会 相談支援・研修部会
大分県障害者相談支援事業推進協議会